(様式１)

現場代理人兼務届（県工事等間の兼務）

令和　　年　　月　　日

発注機関の長　様

住　所

商号又は名称

代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼務することとしたいので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 現場代理人氏名 |  |
| 現場代理人連絡先 | 通常： | 緊急時： |
| 新たに兼務する工事 | 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 工期 |  |
| 請負代金額 | 円 |
| 現場代理人兼務期間 |  |
| 主任技術者名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 監督員氏名 | 　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |
| 現場代理人となっている工事 | 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 工期 |  |
| 請負代金額 | 円 |
| 現場代理人兼務期間 |  |
| 主任技術者名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 監督員氏名 | 　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |

※ 現場代理人に委任しない権限があるときは、備考欄にその委任しない権限内容を記入すること。

|  |
| --- |
| 　上記工事の現場代理人の兼務については、兼務を認めませんので、新たな現場代理人を選任のうえ報告してください。　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　発注機関の長 |

現場代理人の兼務を発注機関が認めない場合は、次欄に記載のうえ契約者に返送してください。

(様式１－２)（表面）

現場代理人兼務届（市町村工事等との兼務）

令和　　年　　月　　日

県発注工事発注機関の長　様

住　所

商号又は名称

代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼務することとしたいので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 現場代理人氏名 |  |
| 現場代理人連絡先 | 通常： | 緊急時： |
| 新たに兼務する工事 | 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 工期 |  |
| 請負代金額 | 　円 |
| 現場代理人兼務期間 |  |
| 発注機関名 |  |
| 監督員氏名 | 　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |
| 現場代理人となっている工事 | 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 工期 |  |
| 請負代金額 | 　円 |
| 現場代理人兼務期間 |  |
| 発注機関名 |  |
| 監督員氏名 | 　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |

※ 現場代理人に委任しない権限があるときは、備考欄にその委任しない権限内容を記入すること。

（国又は市町村発注機関の承認欄）

上記内容について承認します。

令和　　年　　月　　日

発注機関名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（裏面）

|  |
| --- |
| 上記工事の現場代理人の兼務については、兼務を認めませんので、新たな現場代理人を選任のうえ報告してください。令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　発注機関の長　　　　　　　　　　　　　　印 |

現場代理人の兼務を発注機関が認めない場合は、次欄に記載のうえ契約者に返送してください。

(様式２)

現場連絡員配置届

令和　　年　　月　　日

発注機関の長　様

住　所

商号又は名称

代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人の常駐義務を緩和することとしたいので、現場連絡員について届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 現場代理人氏名 |  |
| 現場連絡員 | 氏名 |  |
| 通常連絡先 |  |
| 緊急時連絡先 |  |
| 兼務するもう一方の工事に配置する現場連絡員の氏名 |  |
| 備考 |  |

配置する現場連絡員は、元請との雇用契約がわかる書類を添付してください。

（注）現場代理人の兼務は、以下の全ての事項を条件として承認するので留意すること。

①現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

②現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、現場連絡員等に必要な指示を行うこと。

③土木工事安全施工技術指針第１章第４節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。

④現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は現場連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。

⑤既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼務届を提出し承認を得ること。

⑥兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼務の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。